平成 24 年度決算に基づく「財政健全化判断比率」及び「資金不足比率」公表

都道府県や市町村など、地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とし、議会への報告と住民の皆さんへの公表が規定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）」の施行から5年が経過しました。

今般、平成24年度決算に基づく財政健全化の指標がまとまりましたので、「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「実質公債費比率」・「将来負担比率」の4指標及び公営企業会計に係る「資金不足比率」を公表します。

平成24年度決算に基づく健全化判断比率は、算定の結果、いずれの指標についても**"早期健全化基準"を下回る**見込みとなりました。

指標のうち1つでも早期健全化基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を経て、自主的な改善努力による財政の健全化を図る必要があります。

また、将来負担比率を除く3指標のうち1つでも財政再生基準を超える指標があれば「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経た後、総務大臣への協議・同意が必要となり、確実な再生が求められることから、国の管理下のもとで非常に厳しい行財政運営が強いられることとなります。

①実質赤字比率　[黒字の 3.33%]

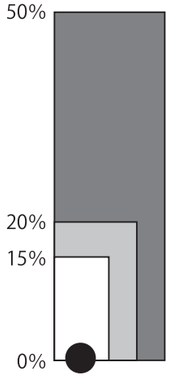

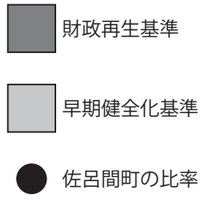

まちの一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

皆さんから納めていただいた「町税」や国から交付される「地方交付税」などを主な財源として、福祉や教育、まちづくりなど、そのまちの中心的な行政サービスを行う「一般会計」の実質的な赤字を指標化するものです。

☆**実質赤字比率は赤字額が生じておらず、黒字の 3.33% です。**（**平成 23 年度：黒字の 3.75%**）

②連結実質赤字比率［黒字の 6.08%］

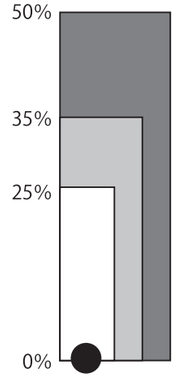

まちのすべての会計の赤字額と黒字額を合算し、そのまちの全体の赤字の程度を指標化し、まち全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

まちの会計は、福祉や教育などの中心的な行政サービスを行う「一般会計」のほか、料金収入など特定の収入を主な財源として行政サービスを行う「公営企業会計」など複数の会計に分かれていますが、まち全体としては「１つの法人」ですので、一般会計が黒字であっても他の会計に多くの赤字があれば、そのまち全体の財政状況は決して良好とはいえません。

このため、それぞれの会計の黒字額と赤字額を合算し、通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模（標準財政規模）と比較して、まち全体の資金不足の程度を把握するため指標化するものです。

☆**平成 24 年度における連結実質赤字比率は、各会計とも黒字のため赤字額が生じておらず、黒字の 6.08% です。**（**平成 23 年度：黒字の 6.29%**）

②実質公債費比率［8.3%］

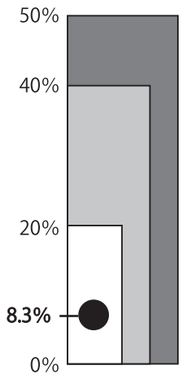

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

まちが政府や銀行から年度を超えて借り入れる長期の借金を「地方債」といい、この元金及び利息の支払いを「公債費」といいますが、一般会計の公債費は、当然一般会計の負担となりますが、これ以外に公債費に準じる経費として、公営企業会計の公債費に充てるために一般会計から繰り出す経費、また、ごみ処理施設など、近隣町村との広域組合により実施する事業の地方債に対して、それぞれのまちの一般会計が負担する経費があげられます。

このような公債費に準じるものとされる経費も一般会計の公債費に加算し、実質的な公債費を算出の上、標準財政規模に対する比率の３ヵ年平均を指標化するもので、18%を超えると単独事業に係る資金の借り入れが制限されます。

☆**平成 24 年度における実質公債費比率は、8.3%となっています。**（**平成 23 年度：9.8%**）

②将来負担比率［黒字の 51・1%］

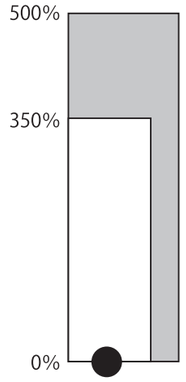

まちの一般会計の地方債や将来支払わなければならない可能性のある負担などの年度末時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

まちの一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債のほか、契約などにより将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）、公営企業会計の地方債のうち一般会計が負担するもの、広域組合の地方債のうち、それぞれのまちの一般会計が負担すべきものがあげられます。

こうした将来見込まれるすべての負担を含め、現時点で想定される将来の負担額を標準財政規模と比較して指標化するもので、この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

☆**平成 24 年度における将来負担比率は、将来負担額に対して控除できる基金の額や地方債残高に係る地方交付税措置額の合計が大きいため、マイナスとなることから将来負担比率は生じておらず、黒字の 51.1%となっています。**（**平成 23 年度：黒字の 46.2%**）

公営企業会計に係る資金不足比率

○簡易水道特別会計　資金不足無し

○公共下水道特別会計　資金不足無し

平成24年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率は、算定の結果、実質的な資金不足額が生じておらず、**経営健全化基準を下回る**見込みとなりました。

資金不足比率が経営健全化基準（20%）を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定しなければなりません。

「公営企業は、すべての住民が同じ量の行政サービスを受けられる事業とは別に、特定の方が受けられる行政サービスとして、そのサービスを受ける方が費用を負担することが公平とされている事業を指しますが、本町では「簡易水道特別会計」と「公共下水道特別会計」が対象となります。

公営企業会計の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

公営企業会計の資金不足額を計算するにあたっては、例えば、施設の耐用年数は、施設整備のために借り入れた地方債の償還期間より長いため、当初は資金不足でも地方債の償還が終わった後は解消される場合があることや、下水道事業では、各家庭に下水道が整備される前に処理施設を建設する必要があるため、予定していた下水道料金が納められるまでは資金不足となるものの、後の料金収入で解消される場合があります。

このように、将来の料金収入などで解消されることが見込まれる範囲の資金不足分を差し引いて資金不足額を算出し、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化するもので、この比率が高くなるほど料金収入などで資金不足を解消することが困難になることから、公営企業として経営に問題があることとなります。

☆**平成24年度における資金不足比率は、資金不足が生じた公営企業会計がないため該当ありません。**